

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日は、
が休き
る翌日
に當たる)

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十九号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

5

融資機関が、同和対策事業特別措置法(昭和四十四年法律第六十号)第一条に規定する対象地域において自立經營を志向して農業を営む者で農業後継者の確保及び農業經營の改善に農家住宅の改良、造成又は取得

を必要とするものに対し、別表の農業近代化資金の種類欄の第七号に掲げる資金のうち当該農家住宅の改良、造成又は取得に必要な資金を貸し付ける場合において、関係市町村が当該融資機関に対し当該融資に係る農業近代化資金の利子補給金を年〇・五パーセントの割合で交付する場合の利子補給率は、第一項の規定にかかわらず、年三・五パーセントとする。

- ◆規則
- ◆規則 第二条第二項第二号に掲げる融資機関が、繁殖用肉牛を計画的集団的に導入し畜産業を営む者へ繁殖用肉牛の預託を行う農業協同組合に対し別表の農業近代化資金の種類欄の第四号に掲げる資金のうち当該繁殖用肉牛の購入に必要な資金を貸し付ける場合の利子補給率は、第一項の
- ◆選管告示
- ◆公 告

土地改良法による換地計画の変更の適否の決定
開発行為に関する工事の完了
選舉管理委員会の招集

火薬類取扱保安責任者試験の実施
保安林予定森林

規則

6 法第二条第二項第二号に掲げる融資機関が、繁殖用肉牛を計画的集団的に導入し畜産業を営む者へ繁殖用肉牛の預託を行う農業協同組合に対し別表の農業近代化資金の種類欄の第四号に掲げる資金のうち当該繁殖用肉牛の購入に必要な資金を貸し付ける場合の利子補給率は、第一項の

規定にかかわらず、年三・〇パーセントとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中

- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める農業經營に必要な経費

一年以内	年六・五パー
セント以内	

を

(6)	花き栽培經營に必要な経費
認める農業經營に必要な経	

費	球根		年六・五パー
	五年以内	四年以内	
か、知事が特に必要と 二年以内			セント以内

に改め、同

表中三の項及び四の項を削り、五の項を三の項とする。

別表第二中三の項及び四の項を削り、五の項を三の項とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第三百九十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二条第二項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）第二十五条及び日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第四条第二項の規定に基づき、報酬又は賃金の全部又は一部が金銭又は通貨以外のもので支払われる場合の標準価格を次のとおり定め、昭和五十一年五月一日から適用し、昭和五十年五月鳥

鳥取県告示第四百二十三号（健康保険法等に基づく現物給与の標準価格について）は、廃止する。

昭和五十一年五月十四日

鳥取県知事 平林鴻三

一 食事の給与

一人一月につき 九千九百円
一人一日につき 三百三十円

朝食一食につき 九十円
昼食一食につき 百十円

夕食一食につき 百三十円

二 住宅の給与

畠一畠一人一月につき 四百五十円

三 被服の給与

時価

鳥取県告示第三百九十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の

規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年五月十四日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第四百一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医第一、〇六三号	熊井三治子	昭和五十一年四月十九日

鳥取県告示第四百号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年五月十四日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第三百九号

解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市八坂字本谷山三九五の一、三九五の五（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上地字上神場八七九の一、八七九の三(以上二筆に

ついて、次の図に示す部分に限る。)、八七九の六、八七九の七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡赤崎町大字尾張字中ノ谷三六五の七、三六五の八(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

鳥取県告示第四百三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字柿谷字芦谷八七の一、九の一、字檜谷平七四の一、

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字柿谷字芦谷八七の一、九の一、字檜谷平七四の一、

七五、八四の二(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由
林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和五十一年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡赤崎町大字尾張字尾張谷三六四の八四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採ができる立木は、倉吉地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年一月六日 鳥取県指令受米土維第九百二十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字大北濱ノ一

昭和五十一年三月三十日付けで東伯町から申請のあつた山田地区の換地
計画の変更については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十三条の四第二項において準用する同法第五十二条の二第四項において準

(第三種郵便物認可)

報公県取鳥日曜金5月14年昭和51

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会第十九號

昭和五十一年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十一年五月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 韶

一 田舎 昭和五十一年五月十九日（水） 午前十一時
二 場所 鳥取市東町一丁目111番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
三 議題

- (1) 市町村推協、選管委員会修了式
- (2) 選舉公報の新聞折込み式

公 告

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項の規定により、甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和51年5月14日

鳥取県知事 平林鴻三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市上福原101番 濱田栄子

1 試験の種類及び試験課目

(1) 試験の種類

- ア 甲種火薬類取扱保安責任者試験
イ 乙種火薬類取扱保安責任者試験

(2) 試験課目

- ア 火薬類取締りに関する法令
イ 一般火薬学

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日

昭和51年6月20日（日曜日）午前10時から12時まで

(2) 試験の場所

鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面、上半身像のものを願書に貼り付けること。

4 戸籍抄本

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県火薬保安協会に備えてある所定の用紙を使用すること。

(1) 受験手数料 700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはり付けること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書の受付期間

昭和51年5月15日から昭和51年5月29日まで

(郵送による場合は、5月29日までの消印のあるものは、受け付ける。)

6 受験票

受験願書を受け付けた者には、受験票を交付する。